

新車に対する R117-02 の適用時期

自動車の種別 ^{注1}	規制適用時期		
	新型車	継続生産車	輸入自動車
乗用車 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの（M1 カテゴリ ^{注2} ）	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日	平成 34 年（2022 年）4 月 1 日	新型車 平成 30 年（2018 年）4 月 1 日 ^{注3} 継続生産車 平成 34 年（2022 年）4 月 1 日
小型商用車 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 5 トン以下のもの（M2 カテゴリ） 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5 トン以下のもの（N1 カテゴリ）	平成 32 年（2020 年）4 月 1 日	平成 36 年（2024 年）4 月 1 日	新型車 平成 32 年（2020 年）4 月 1 日 ^{注3} 継続生産車 平成 36 年（2024 年）4 月 1 日
中・大型商用車 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 5 トンを超えるもの（M3 カテゴリ） 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5 トンを超えるもの（N2 カテゴリ及び N3 カテゴリ） 車両総重量 3.5 トン超の被牽引自動車 ^{注4} （O3 カテゴリ及び O4 カテゴリ）	平成 37 年（2025 年）4 月 1 日	平成 38 年（2026 年）4 月 1 日	新型車 平成 37 年（2025 年）4 月 1 日 継続生産車 平成 38 年（2026 年）4 月 1 日

注 1 スタッドレスタイヤを装着する車両は上記の対象外とする。

注 2 自動車の種別（M1 カテゴリ等）は、UN/ECE の ECE/TRANS/WP.29/78/Rev.2 「Consolidated Resolution on the Construction of Vehicles (R.E.3) Revision 2」（平成 23 年（2011 年）6 月 30 日）に準拠する。

注 3 輸入自動車特別取扱制度（PHP）を利用して輸入される自動車にあつては、継続生産車と同時期から適用する。

注 4 車両総重量 3.5 トン以下の被牽引自動車については、型式を取得しているものは僅少であると考えられるが、実態を確認の上、具体的な規制適用時期を今後検討する。